

○松山市総合計画審議会条例

昭和47年10月5日

条例第32号

改正 昭和51年7月5日条例第31号

平成4年3月25日条例第1号

平成10年3月23日条例第1号

平成14年3月20日条例第3号

平成15年12月19日条例第39号

(設置)

第1条 松山市総合計画策定に関し、審議するため地方自治法(昭和22年法律第67号)

第138条の4第3項の規定による松山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)

を置く。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、松山市総合計画に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の役職員

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務

を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年7月5日条例第31号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月23日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月20日条例第3号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年12月19日条例第39号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。